

人事院公示第 2 5 号

人事院は、人事院規則 8—1 8（採用試験）第 8 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 6 年人事院公示第 2 2 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 7 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第4			別表第4		
種類ごとの名称	区分試験	受験資格	種類ごとの名称	区分試験	受験資格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
気象庁経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した <u>者</u>	気象庁経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した <u>者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの</u>

2 この決定による改正は、令和 8 年 7 月 1 日から効力を発生する。